

令和2年矢巾町議会定例会5月会議議事日程

令和2年5月1日（金）
午前10時開議

第1. 会議録署名議員の指名

第2. 会議期間の決定

第3. 報告第4号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について

第4. 報告第5号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）の専決処分に係る報告について

第5. 報告第6号 令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に係る報告について

第6. 報告第7号 令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分に係る報告について

第7. 議案第38号 矢巾町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について

第8. 議案第39号 矢巾町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

第9. 議案第40号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について

第10. 議案第41号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議案目次

令和2年矢巾町議会定例会5月会議

1. 報告第4号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について
2. 報告第5号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）の専決処分に係る報告について
3. 報告第6号 令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に係る報告について
4. 報告第7号 令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分に係る報告について
5. 議案第38号 矢巾町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について
6. 議案第39号 矢巾町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
7. 議案第40号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について
8. 議案第41号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

報告第4号

矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について

矢巾町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第8号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定により次のとおり報告する。

令和2年5月1日提出

矢巾町長 高橋昌造

別紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第8号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町税条例等の一部を改正する条例

(矢巾町税条例の一部改正)

第1条 矢巾町税条例（昭和30年矢巾町条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(個人の町民税の非課税の範囲) 第27条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、町民税（第2号に該当する者にあっては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1) [略] (2) 障害者、未成年者、寡婦又は <u>寡夫</u> （これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。） 2 [略] (所得控除) 第35条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、 <u>寡婦（寡夫）控除額</u> 、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、 <u>第7項及び第12項</u> の規定により基礎控除額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (町民税の申告) 第37条の2 第26条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係	(個人の町民税の非課税の範囲) 第27条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、町民税（第2号に該当する者にあっては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1) [略] (2) 障害者、未成年者、寡婦又は <u>ひとり親</u> （これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。） 2 [略] (所得控除) 第35条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、 <u>寡婦控除額</u> 、 <u>ひとり親控除額</u> 、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、 <u>第6項及び第11項</u> の規定により基礎控除額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (町民税の申告) 第37条の2 第26条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係

る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第27条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～10　〔略〕

（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第37条の3の2　所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。

（1）・（2）　〔略〕

（3）　当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

（4）　〔略〕

2～5　〔略〕

（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第27条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～10　〔略〕

（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第37条の3の2　所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。

（1）・（2）　〔略〕

〔削除〕

（3）　〔略〕

2～5　〔略〕

（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。

（1）・（2） [略]

（3） 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合は、その旨

（4） [略]

2～5 [略]

（法人の町民税の申告納付）

第49条 [略]

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3～17 [略]

（固定資産税の納税義務者等）

第54条 [略]

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属

第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。

（1）・（2） [略]

[削除]

（3） [略]

2～5 [略]

（法人の町民税の申告納付）

第49条 [略]

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3～17 [略]

（固定資産税の納税義務者等）

第54条 [略]

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属

する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3 [略]

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によつて不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。

[新設]

5 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによつて仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促

する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3 [略]

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によつて不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、町は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

5 法第343条第5項に規定する探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、町は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

6 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによつて仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促

促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。) の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあっては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあっては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

6 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第23条第1項の規定によつて使用する埋立地若しくは干拓地(以下この項において「埋立地等」という。)又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等(同法第42条第2項の規定による竣工通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。)で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。)については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区(以下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第23条第1項の規定によつて使用する埋立地等にあっては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によつて使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等にあっては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号

進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定により管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあっては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもって、仮使用地にあっては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。

7 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第23条第1項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地(以下この項において「埋立地等」という。)又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等(同法第42条第2項の規定による竣工通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。)で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。)については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区(以下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあっては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあっては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋

の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の2に規定するものを除く。)をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。

7 [略]

(固定資産税の課税標準)

第61条 [略]

2~8 [略]

9 住宅用地 (法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第71条の2において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

10 小規模住宅用地 (法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

[新設]

立地等を使用する者で令第49条の3に規定するものを除く。)をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなすことができる。

8 [略]

(固定資産税の課税標準)

第61条 [略]

2~8 [略]

9 住宅用地 (法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第71条の2において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

10 小規模住宅用地 (法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

(法第349条の3第27項等の条例で定める割合)

第61条の2 法第349条の3第27項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

(現所有者の申告)

第71条の4 現所有者 (法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住宅、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人

番号を有しないものにあっては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)

- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿また土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び指名
- (3) 土地にあっては、その住所及び地番
- (4) 家屋にあっては、その所在及び家屋番号
- (5) その他町長が固定資産税の賦課徴収に關し必要と認める事項

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第72条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第71条の2又は法第383条の規定によって申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 [略]

(たばこ税の課税標準)

第90条 [略]

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

[略]

3 [略]

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、壳渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第

第72条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第71条の2若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 [略]

(たばこ税の課税標準)

第90条 [略]

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

[略]

3 [略]

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書きに規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、壳渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第88条に掲げる製造

88条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5～10 [略]

(たばこ税の課税免除)

第91条 卸売販売業者等が法第469条第1項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ税を免除する。

[新設]

2 前項の規定は、卸売販売業者等が町長に施行規則第16条の2の3に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。

3 [略]

(たばこ税の申告納付の手続)

第93条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第91条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第91条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たば

たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5～10 [略]

(たばこ税の課税免除)

第91条 卸売販売業者等が法第469条第1項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ税を免除する。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第93条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

3 第1項の（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が町長に施行規則第16条の2の3第2項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。

4 [略]

(たばこ税の申告納付の手続)

第93条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第91条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第91条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たば

この品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 [略]

(特別土地保有税の納税義務者等)

第119条 [略]

2～5 [略]

6 第54条第6項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第119条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

(国民健康保険税の課税額)

第127条 [略]

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が61万円を超える場合においては、基礎課税額は、61万円とする。

3 [略]

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

(国民健康保険税の減額)

第134条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第127条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た

この品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 [略]

(特別土地保有税の納税義務者等)

第119条 [略]

2～5 [略]

6 第54条第7項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第119条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

(国民健康保険税の課税額)

第127条 [略]

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が63万円を超える場合においては、基礎課税額は、63万円とする。

3 [略]

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。

(国民健康保険税の減額)

第134条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第127条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た

額（当該減額して得た額が 19 万円を超える場合には、19 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 16 万円を超える場合には、16 万円）の合算額とする。

(1) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第 126 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）1 人について 14,350 円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 18,340 円

(イ) 特定世帯 9,170 円

(ウ) 特定継続世帯 13,755 円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 126 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）1 人について 2,800 円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,200 円

(イ) 特定世帯 2,100 円

(ウ) 特定継続世帯 3,150 円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額介護納付金課税被保険者（第 126 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）1 人について 4,270 円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1 世帯について 4,340 円

(2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 280,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

額（当該減額して得た額が 19 万円を超える場合には、19 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円）の合算額とする。

(1) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第 126 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）1 人について 16,380 円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 18,480 円

(イ) 特定世帯 9,240 円

(ウ) 特定継続世帯 13,860 円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 126 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）1 人について 4,900 円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,900 円

(イ) 特定世帯 2,450 円

(ウ) 特定継続世帯 3,675 円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額介護納付金課税被保険者（第 126 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）1 人について 5,950 円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1 世帯について 5,250 円

(2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 285,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第 126 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）1 人について 10,250 円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,100 円

（イ）特定世帯 6,550 円

（ウ）特定継続世帯 9,825 円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 126 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）1 人について 2,000 円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,000 円

（イ）特定世帯 1,500 円

（ウ）特定継続世帯 2,250 円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第 126 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）

1 人について 3,050 円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1 世帯について 3,100 円

（3）法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 51 万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第 126 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）1 人について 4,100 円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,240 円

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第 126 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）1 人について 11,700 円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,200 円

（イ）特定世帯 6,600 円

（ウ）特定継続世帯 9,900 円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 126 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）1 人について 3,500 円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,500 円

（イ）特定世帯 1,750 円

（ウ）特定継続世帯 2,625 円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第 126 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）

1 人について 4,250 円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1 世帯について 3,750 円

（3）法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 52 万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第 126 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）1 人について 4,680 円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,280 円

(イ) 特定世帯 2,620円

(ウ) 特定継続世帯 3,930円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第126条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 800円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,200円

(イ) 特定世帯 600円

(ウ) 特定継続世帯 900円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第126条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,220円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,240円

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第20条、第44条第2項、第49条第5項、第51条第2項、第53条の12第2項、第70条第2項、第93条第5項、第96条第2項、第125条の2第2項（第125条の10において準用する場合を含む。）及び第125条の3第2項（第125条の10において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条について同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年

(イ) 特定世帯 2,640円

(ウ) 特定継続世帯 3,960円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第126条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,400円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,400円

(イ) 特定世帯 700円

(ウ) 特定継続世帯 1,050円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第126条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,700円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,500円

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第20条、第44条第2項、第49条第5項、第51条第2項、第53条の12第2項、第70条第2項、第93条第5項、第96条第2項、第125条の2第2項（第125条の10において準用する場合を含む。）及び第125条の3第2項（第125条の10において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの

7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 当分の間、第53条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められている日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第53条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められている日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第53条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る第53条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

2 当分の間、第53条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められている日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第53条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められている日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第53条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る第53条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

2 [略]

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第35条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

第7条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 [略]

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第37条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において、町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

2・3 [略]

（読み替規定）

2 [略]

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第35条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 [略]

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第37条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において、町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

2・3 [略]

（読み替規定）

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2までとする。」

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

4 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第33項第1号ミに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

〔新設〕

11 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2までとする。」

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

〔削除〕

2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

3 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

4 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

〔削除〕

5 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第30項第1号ミに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

8 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

- | | |
|--|--|
| <p>13 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>14 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>15 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>16 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>17 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。</p> <p>〔新設〕</p> | <p>12 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>13 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>14 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>15 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>16 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。</p> <p>17 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>18 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>（土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）</p> <p>第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>（1）～（7） 〔略〕</p> <p>（平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例）</p> <p>第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同</p> |
| | <p>12 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>13 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>14 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>15 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>16 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。</p> <p>17 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>18 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>（土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）</p> <p>第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>（1）～（7） 〔略〕</p> <p>（令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例）</p> <p>第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同</p> |

年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課

年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課

税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産

税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産

税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

〔略〕

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第77条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（特別土地保有税の課税の特例）

第16条の2 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第124条第1号及び第125条の8中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第124条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課

税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

〔略〕

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第77条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（特別土地保有税の課税の特例）

第16条の2 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第124条第1号及び第125条の8中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第124条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課

税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額とする。

3～5 [略]

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第16条の3の2 [略]

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第79条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額とする。

3～5 [略]

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第16条の3の2 [略]

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第79条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第79条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

〔略〕

（長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例）

第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第34条及び第35条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第35条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

2・3 〔略〕

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例）

第17条の2 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合におい

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第79条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

〔略〕

（長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例）

第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第34条及び第35条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第35条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

2・3 〔略〕

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例）

第17条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合におい

て、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

（1）・（2） [略]

2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

第18条の9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第128条、第130条第2項、第130条第3項及び第134条第1項の規定の適用については、第128条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額

て、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

（1）・（2） [略]

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

第18条の9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第128条、第130条第2項、第130条第3項及び第134条第1項の規定の適用については、第128条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額

並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この条において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第134条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

第19条 前条の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前条中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

（個人の町民税の税率の特例等）

第28条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の町民税に限り、均等割の税率は、第32条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この条において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第134条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

第19条 前条の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前条中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

（個人の町民税の税率の特例等）

第28条 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の町民税に限り、均等割の税率は、第32条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

第2条 矢巾町税条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第20条 納税者又は特別徴収義務者は、第41条、第47条、第47条の2若しくは第47条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条の4第1項（第48条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第49条第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第65条、第78条の6第1項、第80条第2項、第93条第1項若しくは第2項、第97条第2項、第100条、第125条の2第1項、第132条又は第140条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する<u>場合においては</u>、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p>	<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第20条 納税者又は特別徴収義務者は、第41条、第47条、第47条の2若しくは第47条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条の4第1項（第48条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第49条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第65条、第78条の6第1項、第80条第2項、第93条第1項若しくは第2項、第97条第2項、第100条、第125条の2第1項、第132条又は第140条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する<u>場合には</u>、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p>
<p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(1)～(3) [略]</p>
<p>(4) 法第601条第3項若しくは第4項（これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。）、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定によって徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間</p>	<p>(4) 法第601条第3項若しくは第4項（これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。）、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間</p>
<p>(5) 第49条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p>	<p>(5) 第49条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項又は第31項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p>

(6) 第49条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日
(年当たりの割合の基礎となる日数)

第20条の2 前条、第44条第2項、第49条第5項、第51条第2項、第53条第1項及び第4項、第53条の12第2項、第70条第2項、第93条第5項、第96条第2項、第125条の2第2項並びに第125条の3第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(町民税の納税義務者等)

第26条 [略]

2 [略]

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第32条第2項の表第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第49条第10項から第12項までを除く。)の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。

(均等割の税率)

第32条 [略]

2 第26条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
1 次に掲げる法人 ア～エ [略]	年額 5万円
オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及	

(6) 第49条第1項の申告書(法第321条の8第34項及び第35項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日
(年当たりの割合の基礎となる日数)

第20条の2 前条、第44条第2項、第49条第5項、第51条第2項、第53条第1項、第53条の12第2項、第70条第2項、第93条第5項、第96条第2項、第125条の2第2項並びに第125条の3第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(町民税の納税義務者等)

第26条 [略]

2 [略]

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業(以下この項及び第32条第2項の表第1号において「収益事業」という。)を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第49条第9項から第16項までを除く。)の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。

(均等割の税率)

第32条 [略]

2 第26条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
1 次に掲げる法人 ア～エ [略]	年額 5万円
オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及	

びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が千万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの

〔略〕

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定の期間、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 〔略〕

(法人の町民税の申告納付)

第49条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が千万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの

〔略〕

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定の期間若しくは同項第2号の期間又は同項第3号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 〔略〕

(法人の町民税の申告納付)

第49条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第36項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

- 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 5 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。
- 6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第37項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第38項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。
- 6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第34項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときには、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を滞納金の計算の基礎となる期間から控除する。

（1）〔略〕

（2）当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

8 〔略〕

9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第51条第3項及び第53条第4項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号

7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときには、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を滞納金の計算の基礎となる期間から控除する。

（1）〔略〕

（2）当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

8 〔略〕

〔削除〕

の7に規定する連結子法人をいう。第51条第3項及び第53条第4項において同じ。) (連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第53条第4項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第53条第4項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第53条第4項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の規定を適用することができる。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている 法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。

11 [略]

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する町長に到達したものとみなす。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて町長の承認を受けたときは、当該町長が指定する期間内に行う同項の申告につ

9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている 法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第52項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。

10 [略]

11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する町長に到達したものとみなす。

12 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて町長の承認を受けたときは、当該町長が指定する期間内に行う同項の申告につ

いては、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、町長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

14 [略]

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

（法人の町民税に係る不足税額の納付の手続）

第51条 [略]

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の

いては、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、町長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

13 [略]

14 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の申告につき第12項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

（法人の町民税に係る不足税額の納付の手続）

第51条 [略]

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日

までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間について、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により町民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）による更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- 4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る町民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐

数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により町民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- 4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る町民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐

偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) [略]

(法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第53条 [略]

2・3 [略]

4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものとの連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第49条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第53条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第53条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) [略]

(法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第53条 [略]

2・3 [略]

[削除]

[削除]

6 第51条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第53条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

（たばこ税の課税標準）

第90条 [略]

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

[略]

3～10 [略]

附 則

（延滞金の割合等の特例）

第3条の2 [省略]

2 当分の間、第53条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

〔削除〕

（たばこ税の課税標準）

第90条 [略]

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

[略]

3～10 [略]

附 則

（延滞金の割合等の特例）

第3条の2 [省略]

2 当分の間、第53条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(矢巾町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 矢巾町税条例等の一部を改正する条例（平成31年矢巾町条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第3条 矢巾町税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第24条第1項第2号中「又は寡婦」を「、寡婦又は単身児童扶養者」に改める。</p> <p>附則第16条の3の2第1項中「第4項」を「第5項」に改め。同条に次の1項を加える。</p> <p>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成34年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成35年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>〔略〕</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条の規定による改正後の矢巾町税条例（以下「新条例」という。）第35条の7の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条第1項から第3項の改正規定及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 平成31年6月1日</p> <p>(2) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第7条の規定 平成31年10月1日</p> <p>(3) 第2条の規定による改正後の矢巾町税条例第37条の2、第37条の3の2、第37条の3の3及び第37条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 平成32年1月1日</p>	<p>第3条 矢巾町税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>〔削除〕</p> <p>附則第16条の3の2第1項中「第4項」を「第5項」に改め。同条に次の1項を加える。</p> <p>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>〔略〕</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条の規定による改正後の矢巾町税条例（以下「新条例」という。）第35条の7の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条第1項から第3項の改正規定及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 令和元年6月1日</p> <p>(2) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第7条の規定 令和元年10月1日</p> <p>(3) 第2条の規定による改正後の矢巾町税条例第37条の2、第37条の3の2、第37条の3の3及び第37条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和2年1月1日</p>

(4) 第3条の規定による改正後の矢巾町税条例第27条の改正規定及び附則第4条の規定 平成33年1月1日

(5) 第3条の規定による改正後の矢巾町税条例附則第16条の3の2及び附則第16条の4の改正規定並びに附則第8条の規定 平成33年4月1日
(町民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第35条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成31年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

3 新条例第35条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の町民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第35条の7 第1項	特例控除 対象寄附 金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第9条 の2	特例控除 対象寄附 金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は矢巾町税条例等の一部を改正する条例（平成31年矢巾町条例第39号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例

(4) [削除]

(5) 第3条の規定による改正後の矢巾町税条例附則第16条の3の2及び附則第16条の4の改正規定並びに附則第8条の規定 令和3年4月1日
(町民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第35条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和元年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

3 新条例第35条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、令和2年度分の個人の町民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第35条の7 第1項	特例控除 対象寄附 金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第9条 の2	特例控除 対象寄附 金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は矢巾町税条例等の一部を改正する条例（平成31年矢巾町条例第39号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例

		第1条の規定による改正前の矢巾町税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付		第1条の規定による改正前の矢巾町税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付
4	[略]	第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の矢巾町税条例（次項及び第3項において「 <u>32年新条例</u> 」という。）第37条の2第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に <u>平成32年度</u> 以後の年度分の個人の町民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に <u>平成31年度分</u> までの個人の町民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。	4	[略]
2	<u>32年新条例</u> 第37条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき矢巾町税条例第37条の2第1項に規定する給与について提出する <u>32年新条例</u> 第37条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。	第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の矢巾町税条例（次項及び第3項において「 <u>2年新条例</u> 」という。）第37条の2第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に <u>令和2年度</u> 以後の年度分の個人の町民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に <u>令和元年度分</u> までの個人の町民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。	2	<u>2年新条例</u> 第37条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき矢巾町税条例第37条の2第1項に規定する給与について提出する <u>2年新条例</u> 第37条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。
3	<u>32年新条例</u> 第37条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「 <u>新所得税法</u> 」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（ <u>新所得税法</u> 第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する <u>32年新条例</u> 第37条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。	3 <u>2年新条例</u> 第37条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「 <u>新所得税法</u> 」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（ <u>新所得税法</u> 第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する <u>2年新条例</u> 第37条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。	3	<u>2年新条例</u> 第37条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「 <u>新所得税法</u> 」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（ <u>新所得税法</u> 第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する <u>2年新条例</u> 第37条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。
第4条	<u>附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の矢巾町税条例第27条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、平成33年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成32年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。</u> (固定資産税に関する経過措置)	第4条 [削除] (固定資産税に関する経過措置)		

第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第6条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の矢巾町税条例（次項において「31年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第8条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の矢巾町税条例の規定は、平成33年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成32年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する適用区分)

第9条 新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第6条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の矢巾町税条例（次項において「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第8条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の矢巾町税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する適用区分)

第9条 新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則
(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定による改正後の矢巾町税条例第90条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第5条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条の規定による改正後の矢巾町税条例第27条第1項第2号、第35条の2及び第37条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2及び第4条第1項の改正規定並びに次条、附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条の規定による矢巾町税条例第90条第2項ただし書の改正規定並びに附則第6条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)の規定 令和4年4月1日
- (5) 第1条の規定による改正後の矢巾町税条例附則第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律(令和2年法律第12号)附則第1項第1号に掲げる規定の施行日の属する年の翌年の1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の矢巾町税条例(以下「新条例」という。)附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(町民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和元年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第27条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第35条の2及び第37条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和2年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

3 令和3年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第37条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第 号)第1条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。)又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である矢巾町税条例第26条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。)」とする。

4 新条例第37条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

5 新条例第37条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第37条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

6 新条例第49条第2項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

7 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の矢巾町税条例の規定中法人の町民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「4号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条

の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この項及び次項において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の町民税について適用する。

8 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の町民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第71条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（次項及び第7項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（町たばこ税に関する経過措置）

第5条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る町たばこ税については、なお従前の例による。

第6条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る町たばこ税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する適用区分）

第7条 新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（矢巾町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）

第8条 矢巾町税条例等の一部を改正する条例（平成27年矢巾町条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

附 則

(町たばこ税に関する経過措置)

第6条 [略]

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る町たばこ税の税率は、矢巾町税条例第90条の2の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1)・(2) [略]

(3) 平成30年4月1日から平成31年9月30日まで 1,000本につき4,000円

3～12 [略]

13 平成31年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項

前項

第13項

附 則

(町たばこ税に関する経過措置)

第6条 [略]

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る町たばこ税の税率は、矢巾町税条例第90条の2の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1)・(2) [略]

(3) 平成30年4月1日から令和元年9月30日まで 1,000本につき4,000円

3～12 [略]

13 令和元年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項

前項

第13項

附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
平成28年5月2日	平成31年10月31日	平成28年5月2日	令和元年10月31日
第6項	平成28年9月30日	平成32年3月31日	令和2年3月31日
[略]		[略]	

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

第9条 矢巾町税条例等の一部を改正する条例（平成28年矢巾町条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 (施行期日)	附 則 (施行期日)
第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)～(3) [略] (4) 第1条の2の規定及び第3条中矢巾町税条例等の一部を改正する条例（平成27年矢巾町条例第28号）附則第6条第7項の表第20条第3号の改正規定（「第93条第1項」を「第78条の6第1項の申告書、第93条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第2条の2及び第4条の規定 <u>平成31年10月1日</u>	第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)～(3) [略] (4) 第1条の2の規定及び第3条中矢巾町税条例等の一部を改正する条例（平成27年矢巾町条例第28号）附則第6条第7項の表第20条第3号の改正規定（「第93条第1項」を「第78条の6第1項の申告書、第93条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第2条の2及び第4条の規定 <u>令和元年10月1日</u>
第2条の2 第1条の2の規定による改正後の矢巾町税条例（附則第4条において「31年新条例」という。）第35条の4の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。	第2条の2 第1条の2の規定による改正後の矢巾町税条例（附則第4条において「元年新条例」という。）第35条の4の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。
第4条 <u>31年新条例</u> の規定中、軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。 2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32	第4条 <u>元年新条例</u> の規定中、軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。 2 元年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2

年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、 <u>平成31年</u> 度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。	年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、 <u>令和元年</u> 度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
--	---

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

第10条 矢巾町税条例等の一部を改正する条例（平成29年矢巾町条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 附則第6条の規定 <u>平成31年10月1日</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(町民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前条第2号に掲げる規定による改正後の矢巾町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 [略]</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 附則第6条の規定 <u>令和元年10月1日</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(町民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前条第2号に掲げる規定による改正後の矢巾町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 [略]</p>

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

第11条 矢巾町税条例等の一部を改正する条例（平成30年矢巾町条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 第2条の規定による改正後の矢巾町税条例第90条第3項の改正規定 <u>平成31年10月1日</u></p> <p>(5) 新条例第26条第1項及び第3項並びに第49条第1項及び第3項の改正規定並びに次条第4項の規定 <u>平成32年4月1日</u></p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 第2条の規定による改正後の矢巾町税条例第90条第3項の改正規定 <u>令和元年10月1日</u></p> <p>(5) 新条例第26条第1項及び第3項並びに第49条第1項及び第3項の改正規定並びに次条第4項の規定 <u>令和2年4月1日</u></p>

<p>(6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 <u>平成32年10月1日</u> (7) 新条例第27条第1項第2号、同条第2項（第2号に掲げる改正規定を除く。）、同条例第35条の2及び第35条の6並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 <u>平成33年1月1日</u> (8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 <u>平成33年10月1日</u> (9) 第5条の規定 <u>平成34年10月1日</u> (10) [略]</p>	<p>(6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 <u>令和2年10月1日</u> (7) 新条例第27条第1項第2号、同条第2項（第2号に掲げる改正規定を除く。）、同条例第35条の2及び第35条の6並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 <u>令和3年1月1日</u> (8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 <u>令和3年10月1日</u> (9) 第5条の規定 <u>令和4年10月1日</u> (10) [略]</p>
<p>(町民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 前条第2号に掲げる規定による新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。</p>	<p>第2条 前条第2号に掲げる規定による新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。</p>
<p>2 前条第7号に掲げる規定による新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、<u>平成33年度</u>以後の年度分の個人の町民税について適用し、<u>平成32年度分</u>までの個人の町民税については、なお従前の例による。</p>	<p>2 前条第7号に掲げる規定による新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、<u>令和3年度</u>以後の年度分の個人の町民税について適用し、<u>令和2年度分</u>までの個人の町民税については、なお従前の例による。</p>
<p>3・4 [略]</p> <p>（手持品課税に係る町たばこ税に関する経過措置）</p>	<p>3・4 [略]</p> <p>（手持品課税に係る町たばこ税に関する経過措置）</p>
<p>第7条 平成30年10月1日から<u>平成31年9月30日</u>までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第20条第3号の項中「第78条の6第1項の申告書、第93条第1項」とあるのは、「第93条第1項」とする。</p>	<p>第7条 平成30年10月1日から<u>令和元年9月30日</u>までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第20条第3号の項中「第78条の6第1項の申告書、第93条第1項」とあるのは、「第93条第1項」とする。</p>
<p>（手持品課税に係る町たばこ税）</p>	<p>（手持品課税に係る町たばこ税）</p>
<p>第9条 <u>平成32年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が</p>	<p>第9条 <u>令和2年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が</p>

卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第23号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに町長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の町税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第20条、第93条第4項及び第5項、第95条の2並びに第96条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

〔略〕

- 5 32年新条例第94条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を

卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第23号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を令和2年11月2日までに町長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和3年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の町税条例（以下この項及び次項において「2年新条例」という。）第20条、第93条第4項及び第5項、第95条の2並びに第96条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる2年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

〔略〕

- 5 2年新条例第94条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を

受けようとする製造たばこについて第1項の規定により町たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る町たばこ税)

第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに町長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の矢巾町税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第20条、第93条第4項及び第5項、第95条の2並びに第96条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

受けようとする製造たばこについて第1項の規定により町たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る町たばこ税)

第11条 令和3年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を令和3年11月1日までに町長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和4年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の矢巾町税条例（以下この項及び次項において「3年新条例」という。）第20条、第93条第4項及び第5項、第95条の2並びに第96条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる3年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

5 33年新条例第94条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により町たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

[略]

5 33年新条例第94条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により町たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

報告第5号

令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）の専決処分に係る報告について

令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第5号及び第6号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定により次のとおり報告する。

令和2年5月1日提出

矢巾町長 高橋昌造

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第5号及び第6号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日
矢巾町長 高橋昌造

令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）

令和元年度矢巾町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ108,951千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,782,034千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表
歳 入 歳 出 予 算 補 正
(単位:千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 地 方 譲 与 税		164,771	3,313	168,084
	1 地 方 挿 発 油 譲 与 税	46,439	△ 3,566	42,873
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	116,534	7,135	123,669
	3 森 林 環 境 譲 与 税	1,798	△ 256	1,542
3 利 子 割 交 付 金		4,758	△ 2,816	1,942
	1 利 子 割 交 付 金	4,758	△ 2,816	1,942
4 配 当 割 交 付 金		6,657	△ 152	6,505
	1 配 当 割 交 付 金	6,657	△ 152	6,505
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		6,170	△ 3,315	2,855
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	6,170	△ 3,315	2,855
7 自 動 車 取 得 税 交 付 金		15,276	△ 1	15,275
	1 自 勤 車 取 得 税 交 付 金	15,276	△ 1	15,275
8 環 境 性 能 割 交 付 金		6,383	△ 2,794	3,589
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	6,383	△ 2,794	3,589
9 地 方 特 例 交 付 金		87,467	△ 21,771	65,696
	2 子ども・子育て支援臨時交付金	59,000	△ 21,771	37,229
10 地 方 交 付 税		1,802,881	78,435	1,881,316
	1 地 方 交 付 税	1,802,881	78,435	1,881,316
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		4,317	107	4,424
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,317	107	4,424
12 分 担 金 及 び 負 担 金		111,493	△ 4,758	106,735
	1 負 担 金	111,493	△ 4,758	106,735
14 国 庫 支 出 金		1,900,142	58,217	1,958,359
	1 国 庫 負 担 金	1,014,006	104,516	1,118,522
	2 国 庫 補 助 金	882,621	△ 47,885	834,736
	3 委 託 金	3,515	1,586	5,101

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県 支 出 金		888,115	24,886	913,001
	1 県 負 担 金	490,427	39,559	529,986
	2 県 補 助 金	321,670	△ 14,667	307,003
	3 委 託 金	76,018	△ 6	76,012
21 町 債		942,793	△ 20,400	922,393
	1 町 債	942,793	△ 20,400	922,393
補正されなかった款項にかかる金額		6,731,860		6,731,860
歳 入 合	計	12,673,083	108,951	12,782,034

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		2,447,828	138,008	2,585,836
	1 総務管理費	2,196,213	140,247	2,336,460
	3 戸籍住民基本台帳費	51,558	△ 2,239	49,319
3 民生費		3,732,534	△ 23,515	3,709,019
	1 社会福祉費	1,742,554	△ 12,764	1,729,790
	2 児童福祉費	1,989,980	△ 10,751	1,979,229
4 衛生費		733,396	0	733,396
	1 保健衛生費	314,803	0	314,803
6 農林水産業費		711,694	△ 5,410	706,284
	1 農業費	701,469	△ 5,154	696,315
	2 林業費	10,225	△ 256	9,969
8 土木費		2,577,109	0	2,577,109
	2 道路橋梁費	1,282,016	0	1,282,016
	4 都市計画費	1,157,789	0	1,157,789
	5 住宅費	52,869	0	52,869
10 教育費		968,904	△ 132	968,772
	2 小学校費	212,823	0	212,823
	3 中学校費	125,320	0	125,320
	4 社会教育費	350,053	△ 132	349,921
補正されなかった款項にかかる金額		1,501,618		1,501,618
歳出合計		12,673,083	108,951	12,782,034

第2表

繰 越 明 許 費 補 正

(追 加)

(単位:千円)

款	項	事 業 名	金 額
10 教育費	5 保健体育費	共同調理場維持管理事業	660
計			660

第3表

地 方 債 補 正

(変更) (単位:千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
地域活性化事業	99,500	普通貸借 又は 証券発行	年6.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金について は、当該見直し後 の利率)	政府資金につい ては、その融資条 件により、その他 の場合には、その 債権者と協定する ものによる。ただし、 財政の都合に より償還年限を短 縮し、又は繰上償 還若しくは低利に 借換えするこ とができる。	84,900	普通貸借 又は 証券発行	年6.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金について は、当該見直し後 の利率)	政府資金につい ては、その融資条 件により、その他 の場合には、その 債権者と協定する ものによる。ただし、 財政の都合に より償還年限を短 縮し、又は繰上償 還若しくは低利に 借換えするこ とができる。
道路整備事業	336,100				330,300			

歳入歳出予算補正事項別明細書

款	補正前の額	補正額	計
1 町 税	3,692,522		3,692,522
2 地 方 譲 与 税	164,771	3,313	168,084
3 利 子 割 交 付 金	4,758	△2,816	1,942
4 配 当 割 交 付 金	6,657	△152	6,505
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	6,170	△3,315	2,855
6 地 方 消 費 税 交 付 金	502,676		502,676
7 自 動 車 取 得 税 交 付 金	15,276	△1	15,275
8 環 境 性 能 割 交 付 金	6,383	△2,794	3,589
9 地 方 特 例 交 付 金	87,467	△21,771	65,696
10 地 方 交 付 税	1,802,881	78,435	1,881,316
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,317	107	4,424
12 分 担 金 及 び 負 担 金	111,493	△4,758	106,735
13 使 用 料 及 び 手 数 料	76,844		76,844
14 国 庫 支 出 金	1,900,142	58,217	1,958,359
15 県 支 出 金	888,115	24,886	913,001
16 財 産 収 入	235,229		235,229
17 寄 附 金	446,633		446,633
18 繰 入 金	1,188,447		1,188,447
19 繰 越 金	481,181		481,181
20 諸 収 入	108,328		108,328
21 町 債	942,793	△20,400	922,393
歳 入 合 計	12,673,083	108,951	12,782,034

歳 出

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		一般財源
				国県支出金	地 方 債	
1 議 会 費	132,547		132,547			
2 総 務 費	2,447,828	138,008	2,585,836	△36,937	△14,600	189,545
3 民 生 費	3,732,534	△23,515	3,709,019	118,104		△141,619
4 衛 生 費	733,396		733,396	△378		△300 678
5 労 働 費	21,651		21,651			
6 農 林 水 産 業 費	711,694	△5,410	706,284	2,688		△8,234 136
7 商 工 費	87,471		87,471			
8 土 木 費	2,577,109		2,577,109	△35	△5,800	3,776 2,059
9 消 防 費	398,194		398,194			
10 教 育 費	968,904	△132	968,772	△339		207
11 災 害 復 旧 費	6,260		6,260			
12 公 債 費	847,350		847,350			
13 諸 支 出 金	1		1			
14 予 備 費	8,144		8,144			
歳 出 合 計	12,673,083	108,951	12,782,034	83,103	△20,400	△4,758 51,006

歲 入

2 歳 入

(款) 2 地方譲与税

(項) 1 地方揮発油譲与税

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方揮発油譲与税	46,439	△3,566	42,873	1 地方揮発油譲与税	△3,566	地方揮発油譲与税の減 △3,566
計	46,439	△3,566	42,873			

(款) 2 地方譲与税

(項) 2 自動車重量譲与税

1 自動車重量譲与税	116,534	7,135	123,669	1 自動車重量譲与税	7,135	自動車重量譲与税の増 7,135
計	116,534	7,135	123,669			

(款) 2 地方譲与税

(項) 3 森林環境譲与税

1 森林環境譲与税	1,798	△256	1,542	1 森林環境譲与税	△256	森林環境譲与税の減 △256
計	1,798	△256	1,542			

(款) 3 利子割交付金

(項) 1 利子割交付金

1 利子割交付金	4,758	△2,816	1,942	1 利子割交付金	△2,816	利子割交付金の減 △2,816
計	4,758	△2,816	1,942			

(款) 4 配当割交付金

(項) 1 配当割交付金

1 配当割交付金	6,657	△152	6,505	1 配当割交付金	△152	配当割交付金の減 △152
計	6,657	△152	6,505			

(款) 5 株式等譲渡所得割交付金

(項) 1 株式等譲渡所得割交付金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 株式等譲渡所得割交付金	6,170	△3,315	2,855	1 株式等譲渡所得割交付金	△3,315	株式等譲渡所得割交付金の減 △3,315
計	6,170	△3,315	2,855			

(款) 7 自動車取得税交付金

(項) 1 自動車取得税交付金

1 自動車取得税交付金	15,276	△1	15,275	1 自動車取得税交付金	△1	自動車取得税交付金の減 △1
計	15,276	△1	15,275			

(款) 8 環境性能割交付金

(項) 1 環境性能割交付金

1 環境性能割交付金	6,383	△2,794	3,589	1 環境性能割交付金	△2,794	環境性能割交付金の減 △2,794
計	6,383	△2,794	3,589			

(款) 9 地方特例交付金

(項) 2 子ども・子育て支援臨時交付金

1 子ども・子育て支援臨時交付金	59,000	△21,771	37,229	1 子ども・子育て支援臨時交付金	△21,771	子ども・子育て支援臨時交付金の減 △21,771
計	59,000	△21,771	37,229			

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

1 地方交付税	1,802,881	78,435	1,881,316	1 地方交付税	78,435	特別交付税の増 78,435
計	1,802,881	78,435	1,881,316			

(款) 11 交通安全対策特別交付金

(項) 1 交通安全対策特別交付金

1 交通安全対策特別交付金	4,317	107	4,424	1 交通安全対策特別交付金	107	交通安全対策特別交付金の増	107
計	4,317	107	4,424				

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

2 衛生費負担金	600	△300	300	1 未熟児養育医療費負担金	△300	未熟児養育医療費負担金の減	△300
3 農林水産業費負担金	13,500	△8,234	5,266	1 農業費負担金	△8,234	農地耕作条件改善事業分担金の減	△8,234
4 土木費負担金	50	3,776	3,826	1 道路橋梁費負担金	3,776	道路照明整備工事負担金	3,776
計	111,493	△4,758	106,735				

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	1,012,656	104,516	1,117,172	4 児童手当交付金	△6,141	被用者児童手当交付金の減	△2,738
						非被用者児童手当交付金の減	△2,007
						被用者3歳以上中学校修了前交付金の減	△1,303
						特例給付交付金の減	△93
				5 児童福祉施設費負担金	110,816	保育所運営費交付金の増	110,816
				6 低所得者保険料軽減負担金	△159	低所得者保険料軽減負担金の減	△159
計	1,014,006	104,516	1,118,522				

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	291,509	△35,142	256,367	1 地方創生推進交付金	△3,969	地方創生推進交付金の減	△3,969
------------	---------	---------	---------	-------------	--------	-------------	--------

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
				2 個人番号カード交付事業費等補助金	△2,323	個人番号カード交付事業費補助金の減 △2,323
				3 公共施設等先進的CO ₂ 排出削減対策モデル事業補助金	△30,601	公共施設等先進的CO ₂ 排出削減対策モデル事業補助金の減 △30,601
				8 情報通信技術利活用事業費補助金	1,751	情報通信技術利活用事業費補助金 1,751
2 民生費国庫補助金	115,312	△12,135	103,177	2 児童福祉費補助金	△657	地域子供の未来応援交付金の減 △107 子ども・子育て支援事業費補助金の減 △442 保育対策総合支援事業費補助金の減 △108
				3 社会福祉費補助金	△11,478	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の減 △1,950 プレミアム付商品券事業費補助金の減 △9,051 プレミアム付商品券事務費補助金の減 △477
3 衛生費国庫補助金	5,865	△365	5,500	1 保健衛生費補助金	△365	感染症予防事業費等補助金の減 △365
5 教育費国庫補助金	41,064	△243	40,821	1 教育振興費補助金	△177	要保護児童生徒援助費補助金の減 △6 特別支援教育就学奨励費補助金の減 △171
				2 文化財関係国庫補助金	△66	文化資源活用事業費補助金の減 △66
計	882,621	△47,885	834,736			

(款) 14 国庫支出金

(項) 3 委託金

2 民生費委託金	3,298	1,586	4,884	2 社会福祉費委託金	1,586	国民年金事務費交付金の増 1,586
計	3,515	1,586	5,101			

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	489, 677	40, 084	529, 761	3 障害福祉事業費負担金	△135	障害者医療費負担金の減	△135
				4 障害児入所給付費等負担金	△242	障害児入所給付費等負担金の減	△242
				6 児童手当負担金	△1, 145	被用者児童手当負担金の減 非被用者児童手当負担金の減 被用者3歳以上中学校修了前負担金の減 特例給付負担金の減	△296 △501 △325 △23
				7 児童福祉施設費負担金	41, 685	保育所運営費負担金の増	41, 685
				8 低所得者保険料軽減負担金	△79	低所得者保険料軽減負担金の減	△79
2 衛生費県負担金	750	△525	225	1 未熟児養育医療費負担金	△525	未熟児養育医療費負担金の減	△525
計	490, 427	39, 559	529, 986				

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

1 総務費県補助金	12, 411	△1, 815	10, 596	1 土地利用規制等対策費交付金	△13	土地利用規制等対策費交付金の減	△13
				4 地域経営推進費補助金	53	地域経営推進費補助金の増	53
				5 結婚新生活支援事業費補助金	△1, 094	結婚新生活支援事業費補助金の減	△1, 094
				6 移住支援事業費補助金	△761	移住支援事業費補助金の減	△761

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費県補助金	119,858	△15,934	103,924	1 社会福祉総務費補助金	△964	重度心身障害者医療費助成事業補助金の減 △964
				2 障害福祉事業費補助金	△40	在宅重度障害者家族介護慰労手当支給事業費補助金の減 △21 難聴児補聴器購入助成事業費補助金の増 4 在宅超重症児者等短期入所支援事業費補助金の減 △23
				5 児童福祉費補助金	△4,659	子ども・子育て支援交付金の減 △322 岩手県施設型給付費補助金の減 △4,337
				6 母子福祉費補助金	△10,271	子ども医療費助成事業補助金の減 △8,693 妊産婦医療費助成事業補助金の減 △246 ひとり親家庭医療費助成事業補助金の減 △1,332
3 衛生費県補助金	7,506	512	8,018	1 保健衛生費補助金	512	健康増進事業補助金の増 522 自殺対策強化事業費補助金の減 △10
4 農林水産業費県補助金	177,222	2,666	179,888	1 農業委員会費補助金	△156	農地利用最適化交付金の減 △156
				2 農業振興費補助金	△452	いわて農林水産物消費者理解増進対策事業補助金の減 △432 食料産業・6次産業化交付金の減 △20
				5 農地費補助金	3,274	農地耕作条件改善事業補助金の増 3,274
6 教育費県補助金	3,226	△96	3,130	1 被災児童生徒就学援助補助金	△96	被災児童生徒就学援助補助金の減 △96
計	321,670	△14,667	307,003			

(款) 15 県支出金

(項) 3 委託金

1 総務費委託金	69,087	20	69,107	1 総務費委託金	20	いわてグラフ世帯配布委託金の増 20
2 民生費委託金	389	△13	376	2 児童福祉費委託金	△13	母子家庭等日常生活支援事業事務委託金の減 △13

(款) 15 県支出金

(項) 3 委託金

3 農林水産業費委託金	454	22	476	1 農業費委託金	22	家畜伝染病予防事務費交付金の増	22
5 土木費委託金	5,965	△35	5,930	2 都市計画費委託金	△35	開発許可取扱委託金の増 建築確認調査事務委託金の減	42 △77
計	76,018	△6	76,012				

(款) 21 町債

(項) 1 町債

1 総務債	189,600	△14,600	175,000	2 地域活性化事業債	△14,600	地域活性化事業債の減	△14,600
2 土木債	336,100	△5,800	330,300	1 道路整備事業債	△5,800	公共事業等債の減	△5,800
計	942,793	△20,400	922,393				

歲出

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2文書広報費	53,404	0	53,404	20			△20		財源更正	
5財産管理費	623,482	△21,478	602,004	△30,601	△14,600		23,723	9旅 費	△212	◎財産管理事業の減△21,478
								11需 用 費	△32	○公共施設等先進的CO ₂ 排出削減対策モデル事業の減△21,478
								13委 託 料	△495	普通旅費△212
								15工事請負費	△20,739	消耗品費△32
										公共施設等設計監理業務委託料△495
6企画費	632,491	△10,705	621,786	△4,033			△6,672	11需 用 費	△10	工事請負費△20,739
								13委 託 料	△5,407	◎企画事業の減△10,705
								15工事請負費	△289	○地方創生事業の減△10,705
								18備 品 購 入 費	△1,895	消耗品費△10
								19負担金、補助 及び 交 付 金	△3,104	地方創生事業委託料△3,980
										メディカルフィットネス推進業務委託料△1,427
8財政調整基金費	251,546	172,430	423,976				172,430	25積 立 金	172,430	工事請負費△289
										メディカル機器購入費△1,895
										結婚新生活支援補助金△2,104
計	2,196,213	140,247	2,336,460	△34,614	△14,600		189,461			移住支援金△1,000

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1戸籍住民 基本台帳 費	51,558	△2,239	49,319	△2,323			84	19負担金、補助 及び交付金	△2,239	◎戸籍住民基本台帳事業の減 △2,239 ○戸籍住民基本台帳事業の減 △2,239 マイナンバー関連業務交付金 △2,239
計	51,558	△2,239	49,319	△2,323			84			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1社会福祉 総務費	353,068	△12,305	340,763	△10,856		△1,449	1報酬	△20	◎社会福祉総務事業の減 △9,472 ○社会福祉総務事業の減 △9,472 一般職非常勤職員報酬 △20 消耗品費 △18 印刷製本費 △90 通信運搬費 △103 プレミアム付商品券取扱業務 △9,241 委託料 △9,241
							11需用費	△108	
							12役務費	△103	
							13委託料	△9,241	
							20扶助費	△2,833	◎重度心身障害者医療費事業の減 △2,833 ○重度心身障害者医療費助成事業の減 △2,833 医療給付費 △2,833
2障害福祉 費	672,141	△142	671,999	△417		275	20扶助費	△142	◎障害者支援事業の減 △142 ○障害者給付事業の減 △142 在宅重度障害者家族介護慰労手当 △96 超重症児者等短期入所特別給付費 △46
3老人福祉 費	646,321	△317	646,004	△238		△79	28繰出金	△317	◎介護保険運営事業の減 △317 ○介護保険事業特別会計繰出事業の減 △317 低所得者保険料軽減繰出金 △317

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

計	1,742,554	△12,764	1,729,790	△11,511			△1,253			
---	-----------	---------	-----------	---------	--	--	--------	--	--	--

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1児童福祉 総務費	144,179	0	144,179	△107			107			財源更正
2児童措置 費	444,867	△10,770	434,097	△7,286			△3,484	20扶助費	△10,770	◎児童措置事業の減△10,770 ○児童手当給付事業の減△10,770 被用者児童手当△4,680 非被用者児童手当△2,400 特例給付児童手当△145 被用者3歳以上小学校修了前 児童手当△550 非被用者3歳以上小学校修了 前児童手当△765 被用者小学校修了後中学校修 了前児童手当△1,940 非被用者小学校修了後中学校 修了前児童手当△290
3児童福祉 施設費	1,260,894	10,733	1,271,627	147,292			△136,559	13委託料	5,578	◎保育委託事業の増5,578 ○保育委託事業の増5,578 町内私立保育園運営委託料5,578
								19負担金、補助 及び交付金	△107	◎私立保育園助成事業の増353 ○私立保育園等整備費補助事業 の増353 保育対策総合支援事業補助金△107 保育対策総合支援事業費補助 金過年度返還金460
								20扶助費	4,802	◎認定こども園施設型給付事業の 増3,460 ○認定こども園施設型給付事業 の増3,460 認定こども園施設型給付費3,460
								23償還金、利子 及び割引料	460	

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
									◎地域型保育給付事業の増 1,342 ○地域型保育給付事業の増 1,342 地域型保育給付費 1,342	
4母子福祉費	140,040	△10,714	129,326	△10,284			△430	20扶助費	△10,714 ◎母子福祉医療費助成事業の減 △10,714 ○子ども医療費助成事業の減 △3,879 医療給付費 △3,879 ○妊産婦医療費助成事業の減 △3,853 医療給付費 △3,853 ○ひとり親家庭福祉医療費助成事業の減 △1,948 医療給付費 △1,948 ○寡婦医療費助成事業の減 △1,034 医療給付費 △1,034	
計	1,989,980	△10,751	1,979,229	129,615			△140,366			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1保健衛生総務費	223,026	0	223,026	△4		△300	304		財源更正
2予防費	91,777	0	91,777	△374			374		財源更正
計	314,803	0	314,803	△378		△300	678		

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

1農業委員会費	32,948	△156	32,792	△156			1報酬	△156	◎農業委員会総務事業の減 △156 ○農業委員会総務事業の減 △156 農業委員報酬 △156
---------	--------	------	--------	------	--	--	-----	------	---

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

2 農業総務費	54,386	△39	54,347	△452		413	8報償費	△7	◎農政対策事業の減 ○6次産業化推進事業の減 謝礼 特別旅費 通信運搬費	△39 △39 △7 △4 △28
							9旅費	△4		
							12役務費	△28		
4 畜産業費	10,558	0	10,558	22		△22			財源更正	
5 農地費	230,618	△4,959	225,659	3,274	△8,234	1	13委託料	△375	◎農業基盤整備事業の減 ○農地耕作条件改善事業の減 農地耕作条件改善事業設計業務委託料 工事請負費	△4,959 △4,959 △375 △4,584
							15工事請負費	△4,584		
計	701,469	△5,154	696,315	2,688	△8,234	392				

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

1 林業振興費	10,225	△256	9,969			△256	25積立金	△256	◎林業総務事業の減 ○林業総務事業の減 森林環境基金積立金	△256 △256 △256
計	10,225	△256	9,969			△256				

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

3 道路新設改良費	842,097	0	842,097			3,776	△3,776		財源更正	
計	1,282,016	0	1,282,016			3,776	△3,776			

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

1 都市計画総務費	53,711	0	53,711	△35			35		財源更正	
計	1,157,789	0	1,157,789	△35			35			

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1住宅管理費	52,869	0	52,869		△5,800		5,800		財源更正	
計	52,869	0	52,869		△5,800		5,800			

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

2教育振興費	101,218	0	101,218	△192			192		財源更正
計	212,823	0	212,823	△192			192		

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

2教育振興費	62,721	0	62,721	△81			81		財源更正
計	125,320	0	125,320	△81			81		

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

4文化財保護費	15,002	△132	14,870	△66			△66	11需用費	△4	◎文化財保護事業の減△132 ○文化財保護事業の減△132 消耗品費△4 加工用原料費△128
								16原材料費	△128	
計	350,053	△132	349,921	△66			△66			

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区分	前々年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1 普通債	3,641,947	4,045,224	1,355,800	376,447	5,024,577
(1) 総務	473,920	518,502	175,000	80,831	612,671
(2) 民生	145,655	136,965		13,458	123,507
(3) 衛生	337,555	336,617		976	335,641
(4) 農林水産	0	0			0
(5) 商工	0	0			0
(6) 土木	1,147,684	1,539,252	598,200	129,986	2,007,466
(7) 公営住宅	12,900	12,900		574	12,326
(8) 消防	58,198	49,528	23,100	12,329	60,299
(9) 教育	1,466,035	1,451,460	559,500	138,293	1,872,667
2 災害復旧債	301,853	254,143		42,855	211,288
3 減税補てん債	99,043	73,175		17,014	56,161
4 臨時財政対策債	5,003,665	5,114,436	356,893	349,408	5,121,921
合 計	9,046,508	9,486,978	1,712,693	785,724	10,413,947

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職
(1) 総 括

(単位:人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 濟 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	167 【1】	574,564 (171,694)	340,428	914,992 (171,694)	188,341 (18,720)	1,103,333 (190,414)	退職手当負担金 113,820 児童手当 8,895	
補正前	167 【1】	574,564 (171,714)	340,428	914,992 (171,714)	188,341 (18,720)	1,103,333 (190,434)	退職手当負担金 113,820 児童手当 8,895	
比 較	0 【0】	0 (△20)	0	0 (△20)	0 (0)	0 (△20)	退職手当負担金 0 児童手当 0	

※ 【】内は再任用短時間勤務職員について内書き、()内は一般職非常勤職員について外書き。

(単位:千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	管理職手当	管理職員特別勤務手当	日直手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	災害派遣手当
	補 正 後	14,118	8,537	12,707	131,526	93,086	9,688	8,952	456	555	60,788	15	0
補 正 前	14,118	8,537	12,707	131,526	93,086	9,688	8,952	456	555	60,788	15	0	
比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 别 内 訳	説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分		
職員手当	0	制度改正による増減分		
		その他の増減分		

報告第6号

令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分
に係る報告について

令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第5号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定により次のとおり報告する。

令和2年5月1日提出

矢巾町長 高橋昌造

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第5号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日
矢巾町長 高橋昌造

令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和元年度矢巾町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ42,619千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,443,447千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

第1表

歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 県 支 出 金		1,794,080	△ 44,245	1,749,835
	1 県 補 助 金	1,794,080	△ 44,245	1,749,835
4 財 産 収 入		9,003	1,626	10,629
	1 財 産 運 用 収 入	7,514	1,626	9,140
補 正 さ れ な か つ た 款 項 に か か る 金 額		682,983		682,983
歳 入 合 計		2,486,066	△ 42,619	2,443,447

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 保 險 給 付 費		1,756,254	△ 39,502	1,716,752
	1 療 養 諸 費	1,545,411	△ 36,006	1,509,405
	2 高 額 療 養 費	203,008	△ 3,496	199,512
3 国民健康保険事業費納付金		598,574	0	598,574
	1 医 療 給 付 費 分	447,524	0	447,524
4 保 健 事 業 費		41,265	△ 3,117	38,148
	1 保 健 事 業 費	41,265	△ 3,117	38,148
補 正 さ れ な か つ た 款 項 に か か る 金 額		89,973		89,973
歳 出 合 計		2,486,066	△ 42,619	2,443,447

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	429,330		429,330
2 使 用 料 及 び 手 数 料	138		138
3 県 支 出 金	1,794,080	△44,245	1,749,835
4 財 産 収 入	16		16
5 繰 入 金	202,731		202,731
6 繰 越 金	50,768		50,768
7 諸 収 入	9,003	1,626	10,629
歳 入 合 計	2,486,066	△42,619	2,443,447

歳 出

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		一般財源
				国県支出金	地 方 債	
1 総 務 費	23,737		23,737			
2 保 険 給 付 費	1,756,254	△39,502	1,716,752	△43,757		4,255
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金	598,574		598,574	△488		488
4 保 健 事 業 費	41,265	△3,117	38,148			△3,117
5 基 金 積 立 金	39,086		39,086			
6 公 債 費	1		1			
7 諸 支 出 金	26,201		26,201			
8 予 備 費	948		948			
歳 出 合 計	2,486,066	△42,619	2,443,447	△44,245		1,626

歳 入

2 歳 入

(款) 3 県支出金

(項) 1 県補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 保険給付費等交付金	1,793,024	△43,847	1,749,177	1 普通交付金	△43,757	普通交付金の減 △43,757
				2 特別交付金	△90	特別調整交付金分(市町村分)の増 749 県繰入金(2号分)の減 △839
2 一部負担金特例措置支援事業費補助金	1,056	△398	658	1 一部負担金特例措置支援事業費補助金	△398	一部負担金特例措置支援事業費補助金の減 △398
計	1,794,080	△44,245	1,749,835			

(款) 7 諸収入

(項) 2 雜入

1 一般被保険者第三者納付金	1	331	332	1 一般被保険者第三者納付金	331	一般被保険者第三者納付金の増 331
3 一般被保険者返納金	2	1,295	1,297	1 一般被保険者返納金	1,295	一般被保険者返納金の増 1,295
計	7,514	1,626	9,140			

歳出

3 歳出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1一般被保険者療養給付費	1,525,625	△35,076	1,490,549	△39,825			4,749	19負担金、補助及び交付金	△35,076	◎一般被保険者療養給付事業の減△35,076 ○一般被保険者療養給付事業の減△35,076 一般被保険者療養給付費△35,076
3一般被保険者療養費	13,313	△436	12,877	△436				19負担金、補助及び交付金	△436	◎一般被保険者療養費給付事業の減△436 ○一般被保険者療養費給付事業の減△436 一般被保険者療養支給費△436
5審査手数料	4,551	△494	4,057				△494	12役務費	△494	◎審査事業の減△494 ○審査事業の減△494 手数料△494
計	1,545,411	△36,006	1,509,405	△40,261			4,255			

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

1一般被保険者高額療養費	202,616	△3,496	199,120	△3,496				19負担金、補助及び交付金	△3,496	◎一般被保険者高額療養費給付事業の減△3,496 ○一般被保険者高額療養費給付事業の減△3,496 一般被保険者高額療養費△3,496
計	203,008	△3,496	199,512	△3,496						

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

1一般被保険者医療給付費分	447,203	0	447,203	△488			488			財源更正
---------------	---------	---	---------	------	--	--	-----	--	--	------

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
計	447,524	0	447,524	△488			488			

(款) 4 保健事業費

(項) 1 保健事業費

2疾病予防費	38,814	△3,117	35,697				△3,117	13委 託 料	△3,117	◎特定健康診査特定保健指導事業の減△3,117 ○特定健康診査特定保健指導事業の減△3,117 特定健康診査委託料△3,117
計	41,265	△3,117	38,148				△3,117			

報告第7号

令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分に係る報告について

令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第5号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定により次のとおり報告する。

令和2年5月1日提出

矢巾町長 高橋昌造

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第5号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日
矢巾町長 高橋昌造

令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）

令和元年度矢巾町の介護保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正
 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保 険 料		548,149	317	548,466
	1 介 護 保 険 料	548,149	317	548,466
7 繰 入 金		309,901	△317	309,584
	1 一 般 会 計 繰 入 金	309,301	△317	308,984
補正されなかつた款項にかかる金額		1,489,384		1,489,384
歳 入	合 計	2,347,434	0	2,347,434

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 保 険 給 付 費		2, 145, 650	0	2, 145, 650
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	1, 959, 125	0	1, 959, 125
補 正 さ れ な か つ た 款 項 に か か る 金 額		201, 784		201, 784
歳 出	合 計	2, 347, 434	0	2, 347, 434

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保 険 料	548,149	317	548,466
2 使 用 料 及 び 手 数 料	44		44
3 国 庫 支 出 金	449,248		449,248
4 支 払 基 金 交 付 金	572,244		572,244
5 県 支 出 金	308,817		308,817
6 財 産 収 入	27		27
7 繰 入 金	309,901	△317	309,584
8 繰 越 金	158,727		158,727
9 諸 収 入	277		277
歳 入 合 計	2,347,434	0	2,347,434

歳 出

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1 総 務 費	29,065		29,065					
2 保 険 給 付 費	2,145,650		2,145,650			317	△317	
3 地 域 支 援 事 業 費	91,253		91,253					
4 基 金 積 立 金	47,749		47,749					
5 公 債 費	1		1					
6 諸 支 出 金	23,716		23,716					
7 予 備 費	10,000		10,000					
歳 出 合 計	2,347,434	0	2,347,434			317	△317	

歲 入

2 歳 入

(款) 1 保険料

(項) 1 介護保険料

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 第1号被保険者保険料	548,149	317	548,466	1 現年賦課分	317	現年賦課分の増 317
計	548,149	317	548,466			

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

4 低所得者保険料軽減繰入金	12,266	△317	11,949	1 低所得者保険料軽減繰入金	△317	低所得者保険料軽減繰入金の減 △317
計	309,301	△317	308,984			

歲出

3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
3施設介護 サービス 給付費	801,000	0	801,000			317	△317		財源更正	
計	1,959,125	0	1,959,125			317	△317			

議案第38号

矢巾町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について

矢巾町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例を次のように制定する。

令和2年5月1日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本町が設置する学校における学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学校給食の実施)

第2条 本町は、本町が設置する小学校及び中学校において、給食を実施するものとする。

(学校給食費の徴収)

第3条 町長は、前条の規定により実施される給食（以下「学校給食」という。）を受ける児童又は生徒の保護者等（児童又は生徒については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。）その他学校給食を受ける者から、学校給食に要する経費のうちこれらの者が負担すべき経費（以下「学校給食費」という。）を徴収する。

- 2 学校給食費の額は、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びにこれらの修繕費並びに学校給食に従事する職員に要する給与その他の人件費以外の学校給食に要する経費の範囲内で町長が定める額とする。
- 3 第1項の規定により徴収する学校給食費の納期限は、町長が定める。

(学校給食費の減額)

第4条 町長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、新型インフルエンザ等感染症対策に伴う徴収方法変更のため、令和2年8月1日から施行する。

議案第39号

矢巾町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

矢巾町国民健康保険条例（昭和51年矢巾町条例第12号）の一部を次のように改正する。

令和2年5月1日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町国民健康保険条例の一部を改正する条例

矢巾町国民健康保険条例（昭和51年矢巾町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p><u>第1条</u> この条例は、公布の日から施行する。 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p><u>第2条</u> 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状がありその感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2 <u>傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。</u>ただし、<u>健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。</u></p> <p>3 <u>傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。</u></p>
[新設]	

<p>[新設]</p> <p>[新設]</p>	<p><u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)</u></p> <p><u>第3条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないとときは、その差額を支給する。</u></p> <p><u>第4条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないとときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。</u></p> <p><u>2 前項の規定により町が支給した金額は、その支給を受けた被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。</u></p>
-------------------------	---

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[] の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2条から第4条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

令和 2 年度矢巾町一般会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度矢巾町の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,967,887 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,143,987 千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 嶸入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（一時借入金の補正）

第 3 条 一時借入金の借入れの最高額に 1,400,000 千円を追加し、借入れの最高額を 2,000,000 千円とする。

令和 2 年 5 月 1 日提出

矢巾町長 高橋昌造

第1表

歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位:千円)

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
12 分 担 金 及 び 負 担 金		62,770	115,844	178,614
	1 負 担 金	62,770	115,844	178,614
14 国 庫 支 出 金		1,414,893	2,789,619	4,204,512
	2 国 庫 補 助 金	351,295	2,789,619	3,140,914
15 県 支 出 金		918,408	5,957	924,365
	2 県 補 助 金	352,536	5,957	358,493
18 繰 入 金		307,664	49,637	357,301
	2 基 金 繰 入 金	307,661	49,637	357,298
20 諸 収 入		114,646	6,830	121,476
	3 貸 付 金 元 利 収 入	60,176	5,000	65,176
	4 雜 入	48,030	1,830	49,860
補 正 さ れ な か つ た 款 項 に か か る 金 額		7,357,719		7,357,719
歳 入	合 計	10,176,100	2,967,887	13,143,987

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		133,100	△ 376	132,724
	1 議 会 費	133,100	△ 376	132,724
2 総 務 費		1,341,480	2,750,290	4,091,770
	1 総 務 管 理 費	1,116,482	2,749,973	3,866,455
	3 戸 簿 住 民 基 本 台 帳 費	66,375	317	66,692
3 民 生 費		3,630,033	39,188	3,669,221
	1 社 会 福 祉 費	1,702,263	1,320	1,703,583
	2 児 童 福 祉 費	1,927,770	37,868	1,965,638
4 衛 生 費		720,392	9,966	730,358
	1 保 健 衛 生 費	234,779	9,966	244,745
5 労 働 費		23,444	7,956	31,400
	1 労 働 諸 費	23,444	7,956	31,400
6 農 林 水 産 業 費		602,375	600	602,975
	1 農 業 費	585,429	600	586,029
7 商 工 費		76,151	35,980	112,131
	1 商 工 費	76,151	35,980	112,131
8 土 木 費		1,163,463	1,320	1,164,783
	4 都 市 計 画 費	549,275	1,320	550,595
9 消 防 費		408,903	5,581	414,484
	1 消 防 費	408,903	5,581	414,484
10 教 育 費		774,120	117,382	891,502
	1 教 育 総 務 費	121,704	450	122,154
	2 小 学 校 費	150,467	683	151,150
	3 中 学 校 費	93,105	421	93,526

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費	4 社会教育費	245,235	△ 312	244,923
	5 保健体育費	163,609	116,140	279,749
補正されなかった款項にかかる金額		1,302,639		1,302,639
歳出合計		10,176,100	2,967,887	13,143,987

第2表

債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給	令和 2年度から令和 5年度まで	借入金額の1.4%以内の利子補給
新型コロナウイルス感染症対策勤労者生活安定資金利子補給	令和 2年度から令和 6年度まで	借入金額の1.0%以内の利子補給
新型コロナウイルス感染症対策資金保証料補給	令和 2年度から令和11年度まで	岩手県信用保証協会が定める保証料のうち0.4%以内の額

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町 税	3,637,095		3,637,095
2 地 方 譲 与 税	179,705		179,705
3 利 子 割 交 付 金	1,962		1,962
4 配 当 割 交 付 金	6,854		6,854
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	5,390		5,390
6 法 人 事 業 税 交 付 金	31,955		31,955
7 地 方 消 費 税 交 付 金	655,101		655,101
8 環 境 性 能 割 交 付 金	19,569		19,569
9 地 方 特 例 交 付 金	27,612		27,612
10 地 方 交 付 税	1,810,209		1,810,209
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,358		4,358
12 分 担 金 及 び 負 担 金	62,770	115,844	178,614
13 使 用 料 及 び 手 数 料	79,121		79,121
14 国 庫 支 出 金	1,414,893	2,789,619	4,204,512
15 県 支 出 金	918,408	5,957	924,365
16 財 産 収 入	6,152		6,152
17 寄 附 金	300,036		300,036
18 繰 入 金	307,664	49,637	357,301
19 繰 越 金	60,000		60,000
20 諸 収 入	114,646	6,830	121,476
21 町 債	532,600		532,600
歳 入 合 計	10,176,100	2,967,887	13,143,987

歳 出

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		一般財源
				国県支出金	地 方 債	
1 議 会 費	133,100	△376	132,724			△376
2 総 務 費	1,341,480	2,750,290	4,091,770	2,751,376		△1,086
3 民 生 費	3,630,033	39,188	3,669,221	37,868		1,320
4 衛 生 費	720,392	9,966	730,358			9,966
5 労 働 費	23,444	7,956	31,400	1,457	5,000	1,499
6 農 林 水 産 業 費	602,375	600	602,975			600
7 商 工 費	76,151	35,980	112,131	4,500		31,480
8 土 木 費	1,163,463	1,320	1,164,783			1,320
9 消 防 費	408,903	5,581	414,484			5,581
10 教 育 費	774,120	117,382	891,502	375	117,674	△667
歳 出 合 計	10,176,100	2,967,887	13,143,987	2,795,576	122,674	49,637

歲 入

2 歳 入

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 教育費負担金	897	115,844	116,741	2 学校給食費負担金	115,844	学校給食費負担金 115,844
計	62,770	115,844	178,614			

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	53,502	2,751,376	2,804,878	5 特別定額給付金給付事業費補助金	2,751,376	特別定額給付金給付事業費補助金 2,729,600 特別定額給付金給付事務費補助金 21,776
2 民生費国庫補助金	71,712	37,868	109,580	2 児童福祉費補助金	37,868	子育て世代への臨時特別給付金給付事業費補助金 35,130 子育て世代への臨時特別給付金給付事務費補助金 2,738
5 教育費国庫補助金	18,529	375	18,904	4 学校給食費補助金	375	学校臨時休業対策費補助金 375
計	351,295	2,789,619	3,140,914			

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

7 労働費県補助金	0	1,457	1,457	1 労働諸費補助金	1,457	新型コロナウイルス感染症対策緊急雇用助成事業費補助金 1,457
8 商工費県補助金	0	4,500	4,500	1 商工振興費補助金	4,500	地域企業経営継続支援事業費補助金 4,500
計	352,536	5,957	358,493			

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	131,624	49,637	181,261	1 財政調整基金繰入金	49,637	財政調整基金繰入金の増 49,637
計	307,661	49,637	357,298			

(款) 20 諸収入

(項) 3 貸付金元利収入

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 貸付金元利収入	60,176	5,000	65,176	1 貸付金元利収入	5,000	新型コロナウイルス感染症対策勤労者生活安定資金預託 金回収金 5,000
計	60,176	5,000	65,176			

(款) 20 諸収入

(項) 4 雜入

1 雜入	48,029	1,830	49,859	8 教育費雜入	1,830	「岩手とり肉の日」学校給食事業助成金 「いわて牛・いわて短角牛学校給食の日」利用助成事業 助成金 廃食用油回収金 米消費純増対策事業補助金	50 200 80 1,500
計	48,030	1,830	49,860				

歲出

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1議会費	133,100	△376	132,724				△376	8旅 費	△376	◎議会運営事業の減 ○議会運営事業の減 費用弁償
計	133,100	△376	132,724				△376			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1一般管理費	434,595	2,748,850	3,183,445	2,751,376	△2,526	1報 酬	1,541	◎一般管理事業の減 ○一般管理事業の減 普通旅費	△425
						3職員手当等	4,800		△425
						8旅 費	△245		△425
						10需 用 費	1,853		△2,101
						11役 務 費	4,902		△2,101
						12委 託 料	8,500		△2,101
						18負担金、補助及び交付金	2,727,499		2,751,376
2文書広報費	52,308	△45	52,263		△45	8旅 費	△50	◎広報広聴事業の減 ○広報事業の減 普通旅費	4,800
						10需 用 費	10		2,746,576

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
								13 使用料及び 賃借料	△5	消耗品費 使用料及び賃借料 10 △5
5財産管理 費	125,794	403	126,197				403	10需用費	403	◎序舎管理運営事業の増 ○序舎管理事業の増 修繕料 403 403 403
9コミュニ ティ対策 費	22,528	△1,227	21,301				△1,227	7報償費	△6	◎コミュニティ推進事業の減 ○町民運動会運営事業の減 謝礼 消耗品費 食糧費 印刷製本費 手数料 使用料及び賃借料 △1,227 △1,227 △6 △714 △152 △88 △39 △228
								10需用費	△954	
								11役務費	△39	
								13 使用料及び 賃借料	△228	
10電子計算 費	140,370	1,992	142,362				1,992	11役務費	222	◎電子計算事業の増 ○電子計算業務運営事業の増 通信運搬費 臨時窓口用備品購入費 1,992 1,992 222 1,770
								17備品購入費	1,770	
計	1,116,482	2,749,973	3,866,455	2,751,376			△1,403			

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1戸籍住民 基本台帳 費	66,375	317	66,692				317	10需用費	20	◎戸籍住民基本台帳事業の増 ○戸籍住民基本台帳事業の増 消耗品費 窓口用備品購入費 317 317 20 297
								17備品購入費	297	
計	66,375	317	66,692				317			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

4 保健福祉 交流セン ター費	18,785	1,320	20,105			1,320	12委託料	1,320	◎保健福祉交流センター管理運営 事業の増 ◎保健福祉交流センター維持管 理事業の増 保健福祉交流センター施設消 毒業務委託料	1,320 1,320 1,320 1,320
計	1,702,263	1,320	1,703,583			1,320				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1児童福祉 総務費	151,543	37,868	189,411	37,868			1報酬	653	◎子育て世代への臨時特別給付金 給付事業	37,868
							3職員手当等	421	○一般職員給与費	350
							8旅費	71	○子育て世代への臨時特別給付 金給付事業	37,518
							10需用費	124	会計年度任用職員報酬	653
							11役務費	886	会計年度任用職員手当等	71
							12委託料	583	費用弁償	71
							18負担金、補助 及び交付金	35,130	消耗品費	11
									印刷製本費	113
計	1,927,770	37,868	1,965,638	37,868					通信運搬費	886

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

2予防費	56,259	9,966	66,225			9,966	10需用費	9,726	◎感染症総合対策事業の増 ○新型コロナウイルス感染症対	9,966
							11役務費	240	策事業	9,966
計	234,779	9,966	244,745			9,966			消耗品費	9,726
									通信運搬費	240

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1 労働諸費	23,444	7,956	31,400	1,457		5,000	1,499	18負担金、補助及び交付金	2,956	◎就労者支援事業の増 5,042
								20貸付金	5,000	○融資貸付制度事業の増 5,042 新型コロナウイルス感染症対策労働者生活安定資金利子補給金 42 新型コロナウイルス感染症対策労働者生活安定資金預託金 5,000
計	23,444	7,956	31,400	1,457		5,000	1,499			◎雇用安定化対策事業の増 2,914 ○雇用安定化対策事業の増 2,914 新型コロナウイルス感染症対策緊急雇用助成事業費補助金 2,914

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

2 農業総務費	57,549	100	57,649			100	10需用費	100	◎農政対策事業の増 100 ○農産物消費者P R事業の増 100 消耗品費 100
3 農業振興費	49,604	500	50,104			500	18負担金、補助及び交付金	500	◎持続可能な農業経営体育成事業の増 500 ○持続可能な農業経営体育成事業の増 500 担い手生産振興補助金 500
計	585,429	600	586,029			600			

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

2商工振興費	17,798	35,980	53,778	4,500			31,480	18負担金、補助及び交付金	35,980	◎商工業振興事業の増 ○中小企業支援事業の増 地域企業経営継続支援事業費 補助金	21,000 21,000 21,000
計	76,151	35,980	112,131	4,500			31,480			◎資金融資事業の増 ○中小企業振興資金貸付事業の 増 新型コロナウイルス感染症対 策資金利子補給金 新型コロナウイルス感染症対 策資金保証料補給金	14,980 14,980 11,420 3,560

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

1都市計画総務費	217,145	1,320	218,465				1,320	17備品購入費	1,320	◎都市計画総務事業の増 ○矢巾町活動交流センター維持 管理事業の増 図書センター備品購入費	1,320 1,320 1,320
計	549,275	1,320	550,595				1,320				

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

5災害対策費	19,075	5,581	24,656				5,581	10需用費	1,467	◎災害対策事業の増 ○災害対策事業の増 消耗品費 食糧費 手数料 避難所用備品購入費	5,581
								11役務費	187		5,581
								17備品購入費	3,927		1,244 223 187 3,927
計	408,903	5,581	414,484				5,581				

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
3教育振興費	56,832	450	57,282				450	1報酬	2,911	◎教育振興総務事業の減△3,280
								3職員手当等	241	○教育振興総務事業の減△3,280
								8旅費	128	児童生徒各種大会参加費補助金△3,280
								10需用費	200	◎教育研究所運営事業の増450
								11役務費	250	○教育研究所運営事業の増450
								18負担金、補助及び交付金	△3,280	消耗品費200
計							450			手数料250

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

1学校管理費	90,836	683	91,519				683	10需用費	683	◎小学校保健衛生事業の増683
計	150,467	683	151,150				683			○小学校保健衛生事業の増683

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

1学校管理費	61,990	421	62,411				421	10需用費	421	◎中学校保健衛生事業の増421
計	93,105	421	93,526				421			○中学校保健衛生事業の増421

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

1社会教育 総務費	59,301	△334	58,967			△334	8旅 費	△334	◎社会教育振興事業の減 ○社会教育振興総務事業の減 普通旅費	△334 △334 △334
3文化会館 費	62,010	1,188	63,198			1,188	18負担金、補助 及び交付金	1,188	◎田園ホール運営事業の増 ○田園ホール運営事業の増 A I サーマルカメラ購入費補 助金	1,188 1,188 1,188
5史跡公園 建設費	43,774	△1,166	42,608			△1,166	10需 用 費	799	◎徳丹城跡整備事業の減 ○史跡公園管理事業の減 消耗品費 燃料費 史跡公園管理委託料 草刈機点検整備業務委託料 工事請負費 管理備品購入費	△1,166 △1,166 738 61 △7,103 77 842 4,219
計	245,235	△312	244,923			△312				

(款) 10 教育費

(項) 5 保健体育費

3学校給食 費	106,564	116,140	222,704	375	117,674	△1,909	10需 用 費	108,293	◎共同調理場管理運営事業の増 ○共同調理場運営事業の増 消耗品費 印刷製本費 賄材料代 手数料 学校給食運営費補助金 ○学校給食費返還等事業 違約金	116,140 115,638 1,800 69 106,424 207 7,138 502 502
計	163,609	116,140	279,749	375	117,674	△1,909				

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末
までの支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左の財源内訳		
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他
新型コロナウイルス感染症対策資金 利子補給	借入金額の1.4 %以内の利子補 給			令和 2年度から 令和 5年度まで	45,895			45,895
新型コロナウイルス感染症対策勤労 者生活安定資金利子補給	借入金額の1.0 %以内の利子補 給			令和 2年度から 令和 6年度まで	126			126
新型コロナウイルス感染症対策資金 保証料補給	岩手県信用保証 協会が定める保 証料のうち0.4 %以内の額			令和 2年度から 令和11年度まで	35,600			35,600

給 与 費 明 細 書

1 一般職 (1) 総括

(単位:人、千円)

区分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	167 【1】	582,433 (184,523)	330,181 (43,261)	912,614 (16,112)	188,117 (243,896)	1,100,731 (21,612)	(265,508)	退職手当負担金 107,911 児童手当 8,050
補正前	167 【1】	582,433 (179,418)	325,031 (43,261)	907,464 (15,800)	188,117 (238,479)	1,095,581 (21,612)	(260,091)	退職手当負担金 107,911 児童手当 8,050
比 較	0 【0】	0 (5,105)	5,150 (0)	5,150 (312)	0 (5,417)	5,150 (0)	(5,417)	退職手当負担金 0 児童手当 0

※ 【】内は再任用短時間勤務職員について内書き、()内は会計年度任用職員について外書き。

(単位:千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	管理職手当	管理職員特別勤務手当	日直手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	災害派遣手当
	補正後	13,038	8,762	13,982	136,127	97,343	9,711	8,952	384	537	41,330	15	0
	補正前	13,038	8,762	13,982	136,127	97,343	9,711	8,952	384	537	36,180	15	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,150	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明			備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分					
		昇給に伴う増加分					
		その他の増減分					
職員手当	5,150	制度改正による増減分					
		その他の増減分		5,150	特別定額給付金に係る分 4,800		
					子育て世代への臨時特別給付金に係る分 350		

令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度矢巾町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,354,759千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 5 月 1 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

第1表

歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位:千円)

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 県 支 出 金		1,709,053	500	1,709,553
	1 県 補 助 金	1,709,053	500	1,709,553
補正されなかった款項にかかる金額		645,206		645,206
歳 入 合 計		2,354,259	500	2,354,759

歳 出

(単位:千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 保 険 給 付 費		1,668,907	500	1,669,407
	6 傷 病 手 当 金	0	500	500
補正されなかった款項にかかる金額		685,352		685,352
歳 出 合 計		2,354,259	500	2,354,759

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	416,852		416,852
2 使 用 料 及 び 手 数 料	200		200
3 県 支 出 金	1,709,053	500	1,709,553
4 財 産 収 入	2		2
5 繰 入 金	195,645		195,645
6 繰 越 金	30,000		30,000
7 諸 収 入	2,507		2,507
歳 入 合 計	2,354,259	500	2,354,759

歳 出

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		一般財源
				国県支出金	地 方 債	
1 総務費	27,507		27,507			
2 保険給付費	1,668,907	500	1,669,407	500		
3 国民健康保険事業費納付金	607,116		607,116			
4 保健事業費	46,759		46,759			
5 基本金積立金	1		1			
6 公債費	1		1			
7 諸支出金	2,968		2,968			
8 予備費	1,000		1,000			
歳出合計	2,354,259	500	2,354,759	500		

歳 入

2 歳 入

(款) 3 県支出金

(項) 1 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 保険給付費等交付金	1,708,062	500	1,708,562	2 特別交付金	500	特別調整交付金分（市町村分）の増 500
計	1,709,053	500	1,709,553			

歳出

3 歳出

(款) 2 保険給付費

(項) 6 傷病手当金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1 傷病手当金	0	500	500	500			18負担金、補助及び交付金	500	◎傷病手当金給付事業 500 ○新型コロナウイルス感染症傷病手当金給付事業 500 傷病手当金 500	
計	0	500	500	500						